

東京高等裁判所 第4刑事部 裁判長 大野勝則 様

### 狭山事件の再審開始と東京高等検察庁へ更なる証拠開示勧告をするよう求めます

狭山事件は1963年の事件発生から57年になります。私たちはこの事件が部落差別に基づく冤罪であることを確信しています。

再審請求人の石川一雄さんが無実を訴えて半世紀以上になり、去る1月で81歳になりました。「無罪を勝ち取るまで」と、体を鍛え、健康に細心の注意を払っていますが、さすがに「これが最後の闘いになる」と言っておられます。重要な証言もして下さる方々もご高齢になりました。新しく任に当たられた裁判長におかれましては、この長年の無実の訴えに耳を傾け、一日も早く裁判を開始するよう要請いたします。

また2009年、東京高等裁判所より証拠開示の勧告があり、翌年東京高等検察庁は36点の証拠を開示しました。以降、証拠開示は進んでいますが、いまだ全ての証拠が開示されていません。更に貴高等裁判所が検察庁手持ちの証拠を開示するよう東京高等検察庁に勧告するよう要請します。

狭山事件の再審開始を求め下記のことを強く要請いたします。

- 1 狭山事件再審弁護団が求める証拠の開示を東京高等検察庁に対して勧告して下さい。特に東京高検以外の埼玉県警やさいたま地検等の証拠物の一覧表を弁護団に提示するよう検察官に勧告して下さい。
- 2 事件当日に「殺害現場」とされる場所の隣の畑におられたOさんの証人尋問、現場検証を行って下さい。
- 3 証拠開示された逮捕当日の石川さんの上申書と脅迫状の筆跡の違いは明らかです。筆跡鑑定、証拠調べ、鑑定人の尋問を行って下さい。

今日まで貴裁判所の要請に、検察庁の意見書は事件の真相に向かうことを拒否するものです。公の力で集められた証拠を眠らせたままにし、真実に立ち向かおうとしない姿勢であり、このような検察の意思に強く憤りを感じます。

狭山事件再審弁護団は、既に貴裁判所の勧告で開示された証拠をもとに、筆跡鑑定や足跡鑑定、法医学鑑定など、多数の新証拠を提出しています。これにより裁判の開始は十分と考えられます。

狭山事件は市民常識として疑問の多い事件です。石川一雄さんの自白の内容も不自然かつ不合理な点多すぎます。自白によって発見されたとされている万年筆・鞆・時計は被害者の物であるとの信憑性が疑われ、また発見の経緯も疑問に満ちています。一方で、中学生の時には男子に意見できた女子高校生が、見も知らない男に、走行中の自転車を止められ、「一寸来い」でこのことについて行くのでしょうか。また、農作業中の人がいる目の前で、その人に助けを求めず、目隠しされ、強姦されるようなことがありうるのでしょうか。これらがどのような証拠で認定されたのでしょうか。この判決は市民常識と相反すると思われまます。

貴裁判所が真実を明らかにするために、新証拠、疑問点について鑑定人尋問などの事実調べを行い、この狭山事件の再審を開始するよう要請いたします。

公正・公平な再審請求の審理を求めます。

2020年10月29日

日本聖公会第65(定期)総会  
議長 主教 植松 誠